

江戸川区高齢者等徘徊探索サービス事業の業務協定に係る事業者募集要領

1 趣旨

江戸川区高齢者等徘徊探索サービス事業の業務協定について公募型のプロポーザルを行い、選定された事業者と事業協定を締結することを目的とする。

2 募集の概要

(1) 件名

江戸川区高齢者等徘徊探索サービス事業の業務協定締結について

(2) 目的

認知症による徘徊行動のある高齢者等を在宅で介護するものに対し、位置情報等を探索できるサービスを提供し、その利用料の助成を行うことにより、徘徊高齢者等を早期に発見し、および安全を確保することで、介護者の精神的及び経済的負担の軽減を図るため。

(3) 内容

協定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、一年度ごとに区は事業者に対して、事業の業務評価を行い、別紙「評価シート」による一定の評価を得た場合は、翌年度協定を締結することとする。また、一定の評価に満たない場合は業務指示指導とし、それでも改善されない場合は協定を解除するものとする。

機器等に関する基準

- ア 主として機器を保有する者の位置情報を把握することを目的とするものであること。
- イ GPSを利用して家族等が機器の位置情報を取得する機能を有すること。
- ウ 高齢者が容易に携帯できる大きさ及び重さであること。

探索システムの提供業務

- ア 要介護者のGPS位置情報を把握するための機器及び充電器等の貸し出し
- イ 介護者等の検索及び依頼により、GPSを利用して得られた位置情報の提供
- ウ サービス提供時間は利用期間中の毎日、24時間
- エ 機器及び位置情報取得に関する操作方法等について、対象者から直接電話等により問い合わせが出来る窓口を設置していること。

探索システム利用契約

- ア 事業者は新規利用決定通知を受領後、速やかにGPS情報等を利用することができるよう、新規利用者と契約すること。
- イ 事業者は新規利用者と契約を締結又は解除したときは、そのことがわかる書類を添付し、速やかに区に報告すること。

ウ 利用料の助成期間は、利用者と利用契約を締結した日の属する月の翌月から契約解除した日の属する月までの期間とすること。

実施状況の報告

事業者は区の求めに応じ業務協定により行われた高齢者等徘徊探索サービス事業の実施状況を報告するものとする。

(4) 利用者数 45名(令和7年11月末)

令和8年度予定 55名(現在利用者含む)

(5) 協定想定金額(消費税相当額を含む)

1台あたり 3,850円/月

見積もりにあたっては、本協定に必要な経費について具体的に明示するものとし、想定金額を超えない価格設定を提案するものとする。

(6) 募集及び選定の方式

本募集は、本募集要項を踏まえ公募するものとする。

選定については、選定委員会を別途設置し、応募事業者から提出された提案書類等(「9 応募書類等とその作成について」により定める応募資格の審査に必要な書類をいう。)及び提案の審査に必要な書類及びプレゼンテーション・使用機器の実証等により同委員会の厳正なる審査の上、選定する。

(7) 募集の担当

江戸川区福祉部介護保険課相談係

電話 03-5662-0061(直通)

3 応募資格

次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 江戸川区の一般競争入札の参加資格を有していること。

(2) 過去3年間において、同種の業務または類似の業務実績を有すること。

(3) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

(4) 最近1年間に、法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(5) 直近3年間に、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及びその他労働法による罰則を受けていないこと。

(6) 暴力団(江戸川区暴力団排除条例(平成24年7月江戸川区条例第37号)第2条1号に規定する暴力団をいう。)またはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にいないこと。

(7) 江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年10月1日施行)別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

(8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運用するISMSS適合性評価制度においてISMSS認証又は同協会が認定するプライバシーマークの使用許可を取得している法人

(9) 自動車を利用する際は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定を遵守すること。

4 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出、並びにプレゼンテーション等に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(2) 提案の無効

次のいずれかに該当すると判断された場合は、無効とする。

提出書類に虚偽または不正があった場合。

「3 応募資格」に定める応募資格を満たさなくなった場合。

提出期限を過ぎて提案書等が提出された場合。

審査の公平を害する行為があった場合。

その他、不正行為等があった場合。

5 募集に関する事項

(1) 募集スケジュール

募集の公表	令和7年12月15日（火）～令和7年12月26日（金）	
参加申込書の提出	令和7年12月26日（金）午後5時まで（必着）	
提案書作成に関する質問	受付	令和7年12月26日（金）まで 電子メールによるものとする。 送付先 介護保険課相談係 E-mail: 2013600@city.edogawa.tokyo.jp
	回答	令和8年1月9日（金）
応募書類の受付		令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）
第一次審査の結果通知		令和8年1月下旬
第二次審査		令和8年2月9日（月）
協定予定業者の決定		令和8年2月13日（金）

(2) 質問の受付

募集要項の内容等に関する質問は、令和7年12月26日（金）までに「質問書（様式1）」に記載のうえ、電子メールにより提出すること。なお、電子メール以外の方法での質問、また、受付期間外の質問には応じない。

(3) 質問書への回答

提出のあった質問事項を取りまとめ、令和8年1月9日（金）に回答を区ホームページ上に公表する。

(4) 参加申込書の提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時まで（必着）に「参加申込書（様式2）」を担当課窓口に持参または郵送すること。

（5）提案書類等の受付

令和8年1月16日（金）午後5時まで（必着）に「9 応募書類等とその作成について」に掲げる書類一式を担当課窓口に持参または郵送すること。

（6）提出方法

事務局あてに持参又は郵送

江戸川区福祉部介護保険課相談係（江戸川区役所 南棟2階2番窓口）

住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央1-4-1

持参の場合：午前9時から午後5時 土日祝及び12/29～1/3は除く

6 委託事業者の選定

（1）第一次審査

応募事業者から提出された「9 応募書類等とその作成について」を用いて、別に定める審査基準に基づき提案内容を評価するものとし、評価の結果が上位の応募事業者を第二次審査対象として選出する。

（2）第一次審査結果の通知

第一次審査結果はすべての応募事業者へ文書で通知する。なお、審査結果の詳細（各事業の得点等審査内容及びその他の選考過程等をいう）についての問い合わせ等には一切応じないものとする。

また、第一次審査を通過した応募事業者に対して、本区は別途補足説明資料を求めることができる。本区から求めがあった場合には、本区が指定する期限及び方法により補足説明資料を提出するものとする。

（3）第二次審査の開催

令和8年2月9日（月）に第二次審査を行う。

時間・会場等は、一次審査実施後に、文書により通知する。

第二次審査は、事業者が提案書に基づきプレゼンテーション、使用機器の実証を15分以内で行う。使用機器の実証は、区職員に使用機器を持たせて移動させる。その位置を確認してもらい、GPSの正確性、操作性やタイムラグを確認する。

なお、出席者は1事業者3名以内とする。

（4）候補者の決定

第二次審査を実施した応募事業者の中から、別に定める審査基準に基づき、提案書類、プレゼンテーション及びその他の提案内容を評価し、算出した総合得点により、事業者の中から候補者を一事業者決定し、区ホームページにて公表する。審査結果は、当該審査を行った全事業者に文書で通知する。

なお、審査結果についての問い合わせには応じない。

7 協定に関するスケジュール等

（1）協定スケジュール

協定に関する打合せ 令和8年2月下旬

協定の締結・現在の利用者の引継ぎ

令和8年3月中旬以降

業務開始 令和 8 年 4 月 1 日

(2) 協定予定業者との協定について

本区は、協定予定事業者の提案の内容を踏まえて協定を締結するが、実際の締結内容は、必ずしも提案書の内容をすべて網羅するものではない。また、当該協定は江戸川区議会により令和 8 年度の予算が議決されることを前提に行う協定であり、江戸川区議会により同予算が議決されなかった場合は成立しないものとする。

8 その他

- (1) 本プロポーザルの結果に関する決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。
- (2) 提出された応募書類等は、理由を問わず返却しない。
- (3) 書類提出後の差し替え等、再提出は認めない。

9 応募書類等とその作成について

提出書類	部数
提案書等（自由様式）	正本 1 部、副本 1 部
会社概要（様式 3 ）	正本 1 部
法人税、法人事業税・法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書	正本 1 部
実績一覧表（過去 3 年に受託した同種の業務について、概要のわかるもの）	正本 1 部、副本 1 部
見積書（機器一式当たりの月額単価（初期設定費用がある場合、月額単価に含むこと））	正本 1 部、副本 1 部

- (1) 正本には、事業者名、代表者役職及び代表者氏名を表示し、代表者印を押印すること。
- (2) 副本については、事業者名、代表者役職、代表者名、代表者印、ロゴ又はその他応募事業者の類推可能な情報は表示しないこと。
- (3) 提出書類は、全て A4 判縦の横書き左綴じで作成し、各書類名が分かるようにインデックスを付けること。
- (4) 全て紙媒体とし、添付書類がある場合も同様とする。
- (5) 様式内に文書を補完するためのイラスト、イメージ図等を使用してもよいとする。

10 提出・問い合わせ先

江戸川区役所福祉部介護保険課相談係 担当：伊藤・山川
〒 132-8501 江戸川区中央 1-4-1 南棟 2 階 2 番
電話 03-5662-0061（直通）